

申告と納税は正しくお早めに

◎申告時に必要なもの

申告する方は、次の所得区分などに応じて、必要な書類と印鑑を用意してください。

- ・ 給与所得や年金、原稿料の収入などがある方
- ・ 源泉徴収票
- ・ 報酬明細書
- ・ 営業、農業などの事業所得や不動産所得のある方
- ・ 収支内訳書
- ・ 配当所得のある方
- ・ 配当などの支払通知書
- ・ 一時所得、譲渡所得などのある方
- ・ 支払明細書や売買契約書などの書類
- ・ 医療費控除を受ける方
- ・ 医療費の明細書（集計表）
- ・ 支払った医療費の領収書
- ・ 保険などで補てんされた金額の分かる書類
- ・ 社会保険料
- ・ 生命保険料
- ・ 地震保険料
- ・ 各種保険料の払込（控除）証明書
- ・ 住宅借入金等特別控除を受ける方
- ・ 住民票の写し
- ・ 家屋の登記簿謄本など
- ・ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ・ 家屋の売買契約書または建築工

次のような費用は医療費控除の対象になりません

- ・ 医師などに対する謝礼
- ・ 健康診断や美容整形の費用
- ・ 疾病予防や健康増進などのための医薬品や健康食品の購入費
- ・ 親族に支払う療養上の世話の費用
- ・ 治療を受けるために直接必要としない近視、遠視のためのメガネや補聴器などの購入費
- ・ 通院のための自家用車のガソリン代、分べんのため実家へ帰るための交通費

事請負契約書の写し
雑損控除を受ける方
り災証明書
被害資産の内容・状況など分かるもの
被害資産の取り壊し費用などの明細およびその領収書
保険などで補てんされた金額の分かる書類
寄附金控除を受ける方
特定寄附金などの受領書
収支内訳書や医療費の集計表は事前に作成してください。申告会の職員が作成することはできません。
税金が還付になる方は、申告者本人の振込先の口座番号の分かるものが必要となりますので、忘れずに用意してください。

所得控除の注意事項

医療費控除

医療費控除として所得から差し引かれる金額は、平成21年中に実際に支払った医療費から保険などで補てんされる額を引いて残った金額から、10万円または合計所得金額の5%のいずれか低い額を差し引いた残りの金額です。

計算式は、次のとおりです。

$(\text{支払った医療費} - \text{保険などで補てんされる額}) - 10\text{万円または合計所得金額の}5\% \text{のいずれか低い金額} = \text{控除額}$ （ただし、最高額200万円）

寡婦、寡夫控除

寡婦とは夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親族や、平成21年分の総所得金額等が38万円以下の生計を同じにする子（他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている方を除きます。）のある方、または夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、平成21年分の合計所得金額が500万円以下の方。

寡夫とは平成21年分の合計所得金額が500万円以下の方のうち、妻と死別・離婚した後再婚していない方や妻が生死不明などの方で、平成21年分の総所得金額等が38万円以下の生計を同じにする子（他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている方を除きます。）のある方。

障害者控除

次のいずれかに該当する方、控除対象配偶者および扶養親族が対象となります。

身体障害者手帳や、厚生労働大臣または知事から障害者である旨の書類などの交付を受けている方。

介護保険制度の要介護認定（1～5）を受けている65歳以上の方で、障害者控除対象者認定書の交付を受けている方。

配偶者控除および扶養控除

合計所得金額が38万円以下で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

生計を同じにする配偶者やその他の親族

都道府県知事から養育を委託された児童

老人福祉法の規定により養護を委託された老人

（注）～ のうち、青色事業専従者で給与の支払いを受ける方または白色事業専従者は除きます。

特定扶養親族

扶養親族のうち、昭和62年1月2日から平成6年1月1日以前に生まれた方（年齢が16歳以上23歳未満の方）をいいます。

老人控除対象配偶者および老人扶養親族

控除対象配偶者および扶養親族のうち、昭和15年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）をいいます。

配偶者特別控除

納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、次のいずれにも該当しない配偶者が対象となります。

他の人の扶養親族とされる場合

青色事業専従者で給与の支払いを受ける場合

白色事業専従者である場合

配偶者が配偶者本人の課税所得の計算上、配偶者特別控除の適用を受けている場合

合計所得金額が38万円以下または76万円以上の場合

配偶者特別控除の額（所得税）

配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額
380,001円～399,999円	38万円	600,000円～649,999円	16万円
400,000円～449,999円	36万円	650,000円～699,999円	11万円
450,000円～499,999円	31万円	700,000円～749,999円	6万円
500,000円～549,999円	26万円	750,000円～759,999円	3万円
550,000円～599,999円	21万円		